

高 監 委 第 1 9 9 号
令 和 8 年 8 月 1 0 日

高槻市長 濱 田 剛 史 様

高槻市監査委員	齋 藤 卓 夫
同	重 谷 芳 人
同	畑 山 和 幸
同	三 井 泰 之

令和7年度高槻市健全化判断比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度高槻市健全化判断比率及び資金不足比率について審査を終えたので、その結果及び意見を別紙のとおり提出する。

令和 7 年度高槻市健全化判断比率等審査意見書

高槻市監査基準に基づき、健全化判断比率等審査を実施したので報告する。

第 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項に規定する健全化判断比率等審査

第 2 審査の対象

審査は、提出された令和 7 年度の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

第 3 審査の期間

令和 8 年 7 月 1 7 日から同年 8 月 5 日まで

第 4 審査の着眼点及び実施内容

審査は、提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 5 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも関係法令に準拠し適正に算定されているものと認めた。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認めた。

記

1 健全化判断比率

	令和 7 年度	(参 考)		早期健全化基準
		令和 6 年度	令和 5 年度	
実 質 赤 字 比 率	— ^(%)	— ^(%)	— ^(%)	11. 25 ^(%)
連結実質赤字比率	—	—	—	16. 25
実 質 公 債 費 比 率	△2. 7	△2. 7	△2. 2	25. 0
将 来 負 担 比 率	—	—	—	350. 0

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」表示は、赤字額が生じていないことを表している。

2 将来負担比率の「—」表示は、将来負担額を上回る充当可能財源等があることを表している。

2 資金不足比率

	令和 7 年度	(参 考)		経営健全化基準
		令和 6 年度	令和 5 年度	
下 水 道 等 事 業 会 計	— ^(%)	— ^(%)	— ^(%)	20. 0 ^(%)
自動車運送事業会計	—	—	—	20. 0
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20. 0

(注) 「—」表示は、資金不足額が生じていないことを表している。